

令和7年第12回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和7年11月25日(火)

安芸高田市農業委員会

# 総 会 出 席 簿

【開催年月日】 令和7年11月25日(火)

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について  
 日程第 2 議案第68号 事業計画変更承認申請について  
 日程第 3 議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 日程第 4 議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 日程第 5 議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 日程第 6 議案第72号 非農地証明申請について  
 日程第 7 議案第73号 非農地通知の発出について  
 日程第 8 議案第74号 農用地利用集積等促進計画の諮問について  
 日程第 9 議案第75号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	田邊 介三	○	6	山本 英次	○	11	境江 芳暢	○
2	秋國 満	○	7	津田 泰成	○	12	高松 忠夫	○
3	水重 克幸	欠	8	黒瀬 忠司	○	13	竹丸 政春	○
4	見坂トシ子	○	9	仁伍 雅史	○			
5	藤原 憲司	○	10	田中 秀之	○			

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長  
 武部 弘典 係長  
 中村 貴啓 専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間41分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより令和7年第12回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の総会に、3番 水重委員の欠席の申し出がございました。したがって、ただいまの出席委員は12名でございます。定数に達しておりますので、これより令和7年第12回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元の方に配付をさせていただいております。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定によりまして、議長において行います。6番 山本委員さん、8番 黒瀬委員さん、両名を指名いたします。よろしくお祈りを申し上げます。

日程第2 議案第68号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告を行います。受付番号4号について、9番 仁伍委員さんからお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。4号について報告します。11月11日、農業委員、推進委員、事務局とで現地の確認をしました。営農型太陽光の営農計画の変更の申請なのですが、これまでは蕎麦を作付けておられましたが、2年連続で湿害によって思ったような収穫がなかったため、今回、蕎麦から麦へ作物を変更されますが、蕎麦の前にはもち麦を作付けて、基準収量以上を収穫されていたため、栽培経験のある麦に戻す事に問題ないように思われますし、現地確認の際もすでに麦を撒いてあり、今回の申請は許可妥当と見てきました。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？よろしいですか？質疑、意見がないようでございます。質疑意見を終了し採決に入ります。

議案第68号 事業計画変更承認申請について、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]





受人は、経営規模拡大を望んでおり、引き続き水稻を作付けするとの事で問題ないと思います。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。

以上で75号から78号の説明を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号79号について、8番 黒瀬委員さんお願いします。

○黒瀬委員

8番 黒瀬です。受付番号79号について報告いたします。図面番号69-79をご覧ください。11月10日、推進委員、農業委員、事務局にて現地を確認しました。申請地は八千代町●●になります。●●●●●●を●●●●に進み、●●●●●●の●●●を少し過ぎて右に曲がり、200m行った所の川の手前に申請地があります。譲受人は、水稻や野菜を約4町あまり行っておられます。問題はないと思います。詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号80号から82号について、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

5番 藤原です。それでは80号から82号までについてご説明いたします。まず80号ですが、11月10日に、農業委員、推進委員、事務局にて現地を確認しております。●●●●という方なんですけど、現在は●●●に住んでおられますが、元々はこの地区の出身で、先代が●●●を行いながら農業もされておられました。先代から相続をされましたが、農業経験もないという事で、またこの辺りは遊休農地になっています。今後もこちらに帰ってくることもないという事で屋敷終をするという事で、譲受人に畑や田んぼ、屋敷を含めて一切を譲るということです。3条に関係するところが今回申請であっております。現地は草が生えたり、放棄地の方な状態になっていますが、近隣の人はどうにかならないかと苦慮しており、譲受人が耕作をするという事なので問題ないのではないかと思います。

次に81番なんですけど、11月10日に現地を確認しております。八千代町の●●という所で、●●の●●●●●●●●から●●●●を向いて左側の田んぼの一角です。この辺りは周りは耕作をされているのですが、この土地を含めて一角は作物を作っておらず、この申請地については防草シートを貼っているような所です。耕地整備を一応した所なんです、大きくはないのですが一応農道はあり、入ろうと思えば小型の機械は入れます。大きな機械は入りませんが。



初の耕作に苦労されるだろうなとは思っています。詳しくは別紙調査書のとおりです。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして受付番号85号について、10番 田中がご説明申し上げます。この案件につきましては、去る11月13日に、農業委員、推進委員、事務局で現地の調査を実施いたしました。その詳細についてをご説明申し上げます。この件でございますが、譲渡人は●●●●●でございます、遠方であり耕作ができないという事もありまして、畦畔の管理等ができていないという事がありますが、兄弟であります、譲受人に譲渡したいと申し出が出た案件でございます。譲受人は●●●●●ではございますが、申請地付近に実家があり、実家に住みながら仕事をしておられるという現状でございます。譲渡人に代わって圃場を今後、管理耕作をしていきたいという事でございますので、何ら問題は無かろうと思っております。場所でございますが、別紙の69-85をご覧くださいと思います。左側上に斜めに通っているのが、●●から●●●に向かっている●●でございます。●●●●●から約4kmほど、●●●の方へかえった峠にあたる場所でございます。●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●から右へ、山手の方へ上がった、谷と谷に囲まれた日照量が悪い、水利が非常に悪い地域であります。そういった地域であります、今後耕作をしながら、農地の維持管理をしていきたいという事でございますので、特段なる問題は発生しないと判断をし、現地の報告といたします。以上で受付番号85号についての報告を終わります。

次に受付番号86号について、2番 秋國委員さんお願いいたします。

○秋國委員

2番 秋國です。受付番号86について、去る11月13日午後から、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認いたしましたので、その結果を報告いたします。申請地ですが、地図の69-86をご覧くださいと思います。申請地は上の図で、右下の方へ信号機のマークがありますが、これが●●●●●●●●●●と●●●●●●●●●●が交わる場所の信号機でございます。●●●●●へ300mぐらい行きまして、左へ50mぐらい入ったところに申請地がございます。この申請地は、譲受人が今までも借りられて、耕作されておりましたが、この度、譲受人がこの申請地を購入したいという申し出がありまして、譲渡人がそれを了承して譲り渡されるという事です。申請地の周囲は、農地ではありますが、ほとんど耕作をされておられませんので、周囲への影響などは全くない事からやむを得ないのではないかと思います。尚、詳しくは別紙調査書をご覧くださいと思います。以上で終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号87号から88号まで、1番 田邊委員さんお願い

いたします。

#### ○田邊委員

1番 田邊です。受付番号87号について報告します。11月11日に、農業委員、推進委員、事務局で現地確認をしました。申請地は甲田町●●●●●●にある113㎡の畑です。図面番号69-87をご覧ください。場所は、●●●●●●の●●●●●●を●●●●●●に500m進んで右側にある農地になります。譲受人は以前から宅地と合わせて申請地を借りており、今回所有したいという話しになりました。自家用の野菜を栽培する予定で、周辺への影響など無く、問題ない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。

続いて受付番号88号について報告いたします。申請地は、甲田町●●●●●●にある、合計1,598㎡の田です。図面番号69-88をご覧ください。場所は●●●●●●、●●●●●●●●●●の農地になります。譲受人は以前から申請地の耕作を請け負っており、今回引き受けることとなりました。周辺への影響など、問題ない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、報告を終わります。

#### ○田中会長

ありがとうございました。次に89号から90号について、6番 山本委員さんお願いいたします。

#### ○山本委員

6番 山本です。受付番号89、90号について報告します。11月13日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。図面番号69-89をご覧ください。申請地は、●●●●●●から●●●●●●を●●●●●●に約1km行き、右方向にある●●●●●●の手前を約1km行った所にある田1,867㎡と、橋を渡った所の●●●●●●にある田3筆6,797㎡と、購入される家の横の畑2筆465㎡です。譲渡人は、ご主人が亡くなり、1人になったため、●●●●●●にいる●●●●●●と同居されるそうです。譲受人は、●●●●●●に住んでおられ、この度、家と田、畑、山などを購入され、向原町に移住されるそうです。農業機械等は見積もり等をとっておられ、新規就農をされるとの事でした。

続いて90号ですが、図面番号69-90をご覧ください。場所は先ほどの89号の近くにある、田2,963㎡と畑210㎡です。譲渡人は、家終いされ、息子さんのいる●●●●●●に行かれるそうです。譲受人は、自分の農地を耕作されており、それぞれ隣にある農地を購入されました。89号、90号共に耕作されるので、他の農地に影響がない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で89、90号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号91号について、12番 高松委員さんお願いいたします。

○高松委員

12番 高松です。受付番号91番について説明いたします。11月13日、農業委員、事務局、推進委員にて現地の確認及び調査をいたしました。図面番号69-91をご覧ください。申請人は、譲渡人が●●●●です。譲受人は●●●●●●●●●●です。申請地は●●●●より、●●●●●●●●を●●●●に1km走り、●●●●●●●●を、●●●●●●●●を3km走り、左側に入り1km走った向原町●●●●で、申請地の田1, 145㎡です。この度、営農型太陽光発電設備で田1, 145㎡のうち、129, 6㎡の区分地上権設定で申請されました。3年間の一時転用の再設定の申請です。事前に7月にも現地の確認をしております。内容は営農型太陽光発電設備での調理用トマト栽培の作付け状況、シカ、イノシシの防除対策、周辺の農地に悪影響はないか等の確認をいたしました。この度11月13日に現地の確認を再度行いましたが、水路、排水の変更もなく、他に対しての悪影響もない事を確認いたしました。詳しい内容については、営農型太陽光発電設備の農地における営農計画書及び、別紙調査書をご覧ください。これで91番の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？ございませんか？

営農型太陽光の営農実績はどこかに記載してありますでしょうか？

○事務局

資料の後ろの方に。今年のはぶ草を辞められてトマトのみで。事務局の方で10アールあたりを計算したら1, 800kgぐらいでした。

○田中会長

計画値は2, 071kgですね。平均反収が2, 040kgですかね。実績はだいたい90%ぐらいの収量ですね。分かりました。

その他、ございませんか？質疑及び意見がないようでございますので、質疑意見を終了し採決に入ります。議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。



○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号36号から37号について、7番 津田委員さんお願いいたします。

○津田委員

7番 津田です。36号と37号について報告します。この2つは先ほどの3条の案件と同じ場所でございます。まず、36番ですが、図面70-36をご覧ください。上の地図の屋敷の下に庭敷きになっているところがあります。先代が庭敷きにするにあたって、農地転用の手続きを行わないままに庭敷きにしたという事で、今回始末書を添付して申請されています。周辺農地等への影響は特段問題ない事からやむを得ないものと確認をいたしました。詳しくは別紙調査書のとおりです。

続きまして37番です。70-37の地図をご覧ください。上の地図の右下あたりが家屋があります。その近くに今回の申請地があります。ここにつきましては、すでに無許可で倉庫が建設されておるという事で、今回始末書を付して申請をされています。周辺農地等への影響は特段問題ない事からやむを得ないものと確認をいたしました。詳しくは別紙調査書のとおりでございます。以上、終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号38番について、1番 田邊委員さんお願いします。

○田邊委員

1番 田邊です。受付番号38号について報告いたします。11月11日に、農業委員、推進委員、事務局で現地確認をいたしました。申請地は甲田町●●●●●にある、合計4,058㎡の田のうち、0.42㎡です。図面番号70-38をご覧ください。場所は、●●●●●から●●●●●へ500m進んだ●●●●●●●●●の農地になります。営農型太陽光発電設備の許可の更新時期になり、申請がありました。過去の実績もあり、周辺地域への影響も問題ないことから許可妥当と確認をいたしました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございます。質疑意見を終了し、採決に入ります。

議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成

の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては申請通り許可することに決しました。

尚、受付番号38については、許可妥当と処理をいたしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取をすることといたします。次へまいります。

日程第5 議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告をお願いします。受付番号63号から66号まで、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号63から66号について報告します。11月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認いたしました。

まず63号について報告します。申請地は吉田町●●●●●にある農地です。図面番号71-63をご覧ください。場所は●●●●●●●●●●を●●●●●●●●●●に進み、●●●●●●●●●●の前を50m進んだ所の橋を渡った左手に申請地があります。譲受人は、建設業をされており、この度●●●●●が発注された●●●●●の河川改修工事を受け、河川改修工事に伴う現場事務所、資材置場として、1年間の一時転用の許可申請になります。他に適当な土地を所有しておらず、工事が終了すれば元に戻すので、周辺農地に影響はない事からやむを得ないものと確認いたしました。

次に64号について報告します。申請地は吉田町●●●●●にある農地です。図面番号71-64をご覧ください。場所は、●●●●●●●●●●に進むところにある●●●●●を渡り終えた右手の、●●●●●の横の道を進んだ所に申請地があります。譲受人は建設業を営んでおり、●●●●●が発注された●●●●●の河川改修工事を受け、河川改修工事に伴う資材置場及び駐車場として、1年間の一時転用の許可申請になります。他に適当な土地を所有しておらず、工事が終われば元の農地に戻すので、周辺農地に影響はない事からやむを得ないものと確認いたしました。

次に65号について報告します。申請地は吉田町●●●●●にある農地です。図面番号71-65をご覧ください。場所は●●●●●●●●●●にある、●●●●●●●●●●のそばの橋を渡った所の角





続いて72号ですが、図面の71-72をご覧くださいと思います。●●の●●●のある●●●から約3kmぐらい●●●●へ行った所に、この申請地があります。申請地は道路拡張の際の残地で、昔、譲渡人の父が酪農をされておられ、牛乳の出荷場という事で倉庫を建てておられました。現在は倉庫を倒され、基礎だけ残っております。譲受人はこの申請地に農業用倉庫を建てるという事で、無償でこの申請地を譲り受けるという申請です。他の農地への影響はない事などからやむを得ないのではないかと思います。詳しくは別紙調査書をご覧くださいと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号73号について、9番 仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。受付番号73号について報告します。11月11日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。図面番号71-73をご覧ください。場所は、●●●●●●より●●●●●●方向へ600m進んだ所の手前の交差点を左折し、道なりに300m進んだ左手に申請地があります。申請地は現在、雑草が生い茂っている状態です。以前、作業に行っていた事があるんですが、水路をせき止めても水が溜まらず、水をあてるのがかなり困難でした。この申請地で耕作をする事は非常に難しく、今回の太陽光発電設備の申請は致し方ないと思いますし、周辺の営農に影響はないので許可はやむを得ないと見てきました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号74号について、1番 田邊委員さんお願いします。

○田邊委員

1番 田邊です。受付番号74号について説明します。11月11日に、農業委員、推進委員、事務局で現地確認をしました。申請地は、甲田町●●●●●●にある合計581㎡の畑です。図面番号71-74をご覧ください。場所は、●●●●●●、●●●●●●から●●に入り、150m進んだ右側の農地になります。申請地は後継者不在で耕作されていません。譲受人は、他に適当な土地を所有しておらず、やむを得ず申請に至ったものです。周辺農地への影響など問題ない事を確認いたしました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号75から77号まで、6番 山本委員さんお願いします。

○山本委員

6番 山本です。受付番号75、76、77号について報告します。11月13日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認しました。75ですが、場所は●●●●●●●●を●●から●●●●へ約500m行った所にある、右側の●●●●●●●●の裏にある、田846㎡です。譲渡人の●●さんはお父さんが畑として利用されていましたが、お父さんが亡くなり家業が忙しく、管理されていませんでした。この度、譲受人が譲り受け、太陽光発電設備として利用されるそうです。周りには耕作されている農地は無く、他の農地に影響がない事を確認しました。

続いて76ですが、先ほどの3条の関連案件です。図面番号71-76をご覧ください。場所は、●●から●●●●●●●●を●●●●へ約500m行き、左手方向に約1km行った所にある●●●●●●●●を、約1km行った所にある左側の畑214㎡です。この土地は、譲渡人の亡くなられたご主人が農業用倉庫、駐車場として利用されていました。このほど、売買することになり今回の申請に至ったそうです。

続いて77号ですが、先ほどの76号から約100m離れた所にある、家屋の出入り口が狭いため拡張する畑2筆195㎡です。譲受人は会社を経営されており、社員の農業体験や保養施設として利用されるそうです。いずれの案件も他の農地に影響がない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で75、76、77の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号78号について、12番 高松委員さんお願いいたします。

○高松委員

12番 高松です。78番について説明をいたします。11月13日、農業委員、事務局、推進委員にて現地の調査をしました。図面番号71-78をご覧ください。この案件は、先ほど農地法第3条にて審議をしていただいた案件の関連案件です。申請地、譲渡人、譲受人は同じ案件です。調理用トマト栽培をする田1、145㎡のうち、太陽光パネルの設置をする支柱部分の一部転用0.05㎡です。内容は、太陽光パネル216枚を設置する支柱で、田の中の設置で高さ3mぐらいの支柱を設置して、調理用トマトを栽培する、農作業、農機具が使用できるようにになっています。詳しい内容については、営農型太陽光発電設備、営農型営農計画書及び調査書をご覧ください。周辺への田畑に対しては悪影響がない事を確認いたしました。こ

れで76番の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。

○秋國委員

今の使用貸借権設定の案件ですが、ここに書いてあるんですが支柱部分の一時転用という事はどういうことなん？

○事務局

営農型太陽光の設備の支柱の部分の面積だけを転用するという事です。

○秋國委員

転用とはどういうことなん？一時というのは？

○事務局

一時的に転用するという事、一時的に農地以外にするという事です。

○秋國委員

農地以外に？

○事務局

支柱部分の面積のみ、支柱の丸の部分を寄せ集めた面積です。

○秋國委員

それが0.05あるということですね。

○田中会長

太陽光発電設備の支柱で、農地に刺さっている部分の面積を寄せ集めたのがこの面積という事ですね。

○田邊委員

あくまで元に戻せますよという申請になるという事ですよ？

○事務局

そうですね。営農型ですので恒久転用と違って、撤去しやすい構造にはなっています。

○田中会長

よろしいですかね。3年間の一時転用という事でありますので、営農実績が伴わない場合は、3年間で打ち切りになるという事もあると思いますが、それだけの生産努力はしてもらわないといけないという事です。

○藤原委員

3条と5条で分けて申請するのはなんでなんですか？

○事務局

先ほどの3条は、農地の耕作者とパネルの発電事業者が違う場合、パネルの、上空部分の許可を得なさいという仕組みになっています。今回は営農者と発電事業者が違いますので、パネル部分、上空部分の3条の区分地上権許可を受けて、なおかつ支柱部分の転用許可を得る必要があります。耕作者と上空の発電事業者が一緒なら3条の区分地上権はいらないということになります。

○田中会長

よろしゅうございますか？ご理解いただけましたか？土の上に建っている部分の面積については、5条で転用申請されていると理解していただければ。

その他ございませんでしょうか？よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し、採決に入りたいと思います。議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。尚、受付番号76号及び78号については、許可妥当と処理をいたしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取する事といたします。

日程第6 議案第72号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いします。

(事務局朗読説明)



これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。特にはございませんか？質疑及び意見がないようでございますので、これより採決に入ります。議案第72号 非農地証明申請について、申請通り証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第72号 非農地証明申請につきましては、受理することに決しました。

ここで5分程度休憩をとりたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時04分 休憩

午後3時08分 再開

○田中会長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第7 議案第73号 非農地通知の発出についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の内容説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これより質疑及び意見に入りたいと思います。質疑及び意見がある方はご発言をお願いいたします。特にはございませんか？質疑及び意見がないようでございますので採決に入ります。

議案第73号 非農地通知の発出について、原案について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。議案第73号 非農地通知の発出については、承認することに決しました。

日程第8 議案第74号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局の説明が終わりました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございますので、採決に入ります。

議案第74号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について、原案通り設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第74号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問については、原案通り設定することに意義のない旨を市長に回答することに決しました。次にまいります。

日程第9 議案第75号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

以上で事務局からの説明が終わりました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？よろしゅうございますか？

質疑及び意見がないようでございますので、これより採決に入りたいと思います。

議案第75号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案通り委嘱することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第75号 農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、原案通り同意することに決しました。

以上で本総会に付議をされました議案は全て終了をいたしました。これをもちまして令和7年第12回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時15分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

6 番委員

8 番委員